

鹿児島県住生活基本計画の見直しについて

1 住生活基本計画見直しの概要

(1) 目的

- ・ 県民の豊かな住生活を実現するため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針や目標及び推進すべき施策を定め、住まいづくり・まちづくりを総合的かつ計画的に推進することを目的としている。
- ・ 本計画の策定が公営住宅整備の補助要件となる。

(2) 見直しの主旨

- ・ 本計画（現行 H28. 12 策定）は社会情勢の変化等に対応するため概ね 5 年ごとに見直ししており、また、全国計画が令和 3 年 3 月に改定されたことから見直すものである。
- ・ あわせて、「県高齢者居住安定確保計画」「県住宅確保要配慮者向け賃貸住宅供給促進計画」も見直し、さらに新たに創設された「マンション管理適正化推進計画」も盛り込むこととした。

(3) 計画期間

令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間

2 目標と施策等

(1) 目標 1：安全な住まい

- ・ 自然災害に対して安全な住まいづくり
- ・ 新しいライフスタイルに対応した住まいづくり

(2) 目標 2：誰もが安心して暮らせる住まい

- ・ 支え合いによる安心できる住まいづくり
- ・ コミュニティ豊かな住まいづくり、まちづくり

(3) 目標 3：環境にやさしい住まい

- ・ 環境にやさしい住まいづくり
- ・ 長く住み続けられる住まいづくり

《重点施策》

災害時の住宅確保

住宅セーフティネットの形成

良質なストック形成と空き家の適正管理

3 主な指標等

(1) 公営住宅の供給目標量（県営+市町村営）

計画期間供給目標量	計画（案） （令和 3～12 年度）	現行計画 （平成 28～37 年度）
全 体	25,900 戸	25,200 戸
うち空家募集	24,300 戸	22,400 戸
うち新規・建替	1,600 戸	2,800 戸

※ 供給目標量は、著しい困窮年収世帯等の将来推計に基づき設定している。

(2) 耐震基準が求める耐震性を有しない住宅ストックの比率（目標 1 関連）

(3) 居住支援協議会を設立した市町村数（目標 2 関連）

(4) 市町村の取組により改修等がなされた空き家数（目標 3 関連）